

懲戒処分等の公表

三木市消防本部は、消防職員の不祥事案について、令和 2 年 5 月 7 日及び 8 日付けで地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を行いました。

また、法定外処分につきましては、消防職員に係る事案がもたらした社会的影響の大きさなどを考慮し、本来、市の公表基準に該当するものではありませんが、処分の内容を公表することとしました。

1 事案の概要

令和 2 年 3 月 2 日午後 2 時 30 分頃、消防署警防課副課長が自家用車を運転していたところ、市内の交差点で前方車両に追突接触し、相手に軽傷を負わず人身事故を起こした。

また、同副課長は同日午後 5 時から広野分署の補充要員として勤務にあたることを認識していながら、午後 3 時 20 分頃から自宅で飲酒した後、自家用車を運転し、広野分署に出勤した。

出勤後、同僚職員から報告を受けた上司が、アルコールチェッカーで測定したところアルコールの数値を確認し、酩酊状態により勤務できないと判断され、勤務につかせず、上司が運転する車で自宅へ送った。

その後も、昼間の事故についての事情聴取を三木警察署から求められていたため、再び自家用車を運転して三木警察署に出頭した。

2 懲戒処分対象者及び処分内容

(1) 飲酒運転以外での人身事故

勤務態度不良

役職名（役職は当時のもの）	年齢	性別	処分の内容等
消防署 警防課副課長	58 歳	男	停職 6 か月

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する

(2) 指導監督不適正

役職名（役職は当時のもの）	年齢	性別	処分の内容等
消防本部 消防長	59歳	男	戒告
消防署 署長	60歳	男	戒告

地方公務員法第29条第1項第2号に該当する

3 法定外処分対象者及び処分内容

役職名（役職は当時のもの）	年齢	性別	処分の内容等
消防署 警防課長	50歳代	男	訓告
消防署 警防課 2部当務司令	50歳代	男	訓告

4 今後の対応

不祥事の原因究明と防止、不祥事を起こさない体制づくりを目的に、不祥事防止対策委員会を設置しました。原因分析と、その防止策について具体的にまとめた上で、市消防職員に対して厳正な綱紀の粛正、服務規律の確保及び法令遵守の徹底を図ります。

また、安全運転講習会を開催し、交通法規の遵守を徹底します。

問い合わせ先 消防本部総務課 電話 0794-82-0119